

2025年12月11日

トーア再保険株式会社

### 「トーア再保険グループ 人権基本方針」制定について

トーア再保険株式会社（本社：東京都千代田区、取締役社長：松永祐明）は、当社グループの人権尊重の責任を果たす姿勢や具体的取り組みを示した「トーア再保険グループ 人権基本方針」を制定しましたのでお知らせいたします。

当社グループは、企業理念として掲げる「社会の安心を支えるトーア再保険」の実現を図るうえで、人権の尊重は経営における重要課題であると捉えております。これまでにもそのための各種施策を推進しておりますが、今般の方針制定を機に人権尊重に向けた取り組みを一層強化してまいります。

「トーア再保険グループ 人権基本方針」の詳細は別紙をご参照ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

総務部第1チーム TEL：(03) 3253-3672

## トーア再保険グループ 人権基本方針

トーア再保険グループ（以下、当社グループ）は、果たすべき使命として「社会の安心を支えるトーア再保険」を企業理念として掲げ、再保険事業を推進しています。この企業理念の実現に向けては、当社グループでは、人権の尊重を経営における重要課題として捉えており、このため当社グループのあらゆる事業活動において、人権尊重の責任を果たすよう努めることとしています。本方針は、こうした当社グループとしての人権尊重の責任を果たす姿勢や具体的な取り組みを示すものです。

### 1. 適用範囲

本方針は、当社グループの全ての役職員（全てのグループ会社の役員、社員、派遣スタッフ等）に適用されます。また、当社グループのビジネスパートナーに対しても、本方針と同様の人権への尊重を期待します。

### 2. 国際規範・法令の遵守

当社グループは、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」等の人権に関する国際規範を支持します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等を踏まえ、人権の尊重に向けた取り組みを推進します。

当社グループは、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。そのうえで、事業活動を行う国や地域の法令と国際的に認められた人権が相反する場合は、それぞれの国や地域の法令等を遵守しつつ、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求していきます。

### 3. ガバナンス

本方針の制定および改廃は、取締役会で決定されます。

また、本方針に基づく人権尊重に係る取り組みの内容は、本社常務会および関連委員会等への報告・論議を経て、取締役会に報告がなされます。

### 4. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、事業活動が人権に対して与える負の影響を特定し、防止・軽減するための人権デュー・ディリジェンスの体制整備に努め、ステークホルダーとの対話・協議を通じた人権尊重に取り組みます。当社グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こした、またはこれを助長している場合は、適切な手段を通じ、その是正・救済に取り組みます。

## **5. 社員の人権**

当社グループは、雇用や就業のあらゆる面において、人種、国籍、信条、宗教、障がい、門地、性別、性的指向、性自認、年齢、健康状態等による差別やセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為、強制労働・人身取引や児童労働等の人権侵害を容認しません。

また、結社の自由および団体交渉権を尊重するとともに、労働時間や賃金を含む労働条件に関する法令を遵守し、安全と健康に配慮した活力ある職場環境の整備に努めます。

加えて、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン）を推進し、意欲のあるすべての社員が能力を最大限発揮できるよう、そのための環境整備や人財育成をすすめています。

## **6. 事業活動を通じた人権尊重**

当社グループは、事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重し、事業活動を通して与え得る人権への負の影響を防止または軽減するよう努めます。

また、事業活動における情報管理の重要性を認識し、プライバシー保護を含む情報管理のための体制の整備と徹底を図ります。

投融資の判断においては、人権尊重の視点を含む ESG（環境・社会・ガバナンス）の要素を考慮することに努めます。

## **7. 是正・救済**

当社グループは、人権課題を含む各種相談や苦情を適切に受け付ける体制整備に取り組むとともに、事業活動において人権に対する負の影響が生じていることが判明した場合は、是正・救済に向けた適切な対応に努めます。また、報告・相談を行った者に対する不利益な取り扱いや報復行為を容認せず、そのような行為を阻止するための体制整備に努めます。

## **8. 教育・啓発**

当社グループは、本方針に基づき、全ての役職員が人権について正しく理解しその責任を果たすことができるよう、教育・啓発に努めます。

## **9. 情報開示**

当社グループは、本方針に基づく取り組みについてウェブサイト等で開示し、ステークホルダーとの共有に努めます。